変更認可申請書に係る変更の記載を<u>赤字</u>、 補正申請の変更に係る記載を<u>青字</u>で示す。 補正理由については、補正申請別紙のとお り。

## 計量管理規定

## 新旧対照表(変更部のみ記載)

令和2年長6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん

変更	箇所を	で示す。
/Z X	101111111111111111111111111111111111111	C/J' 7 o

		회 <i>기</i> 건	. (7, 9 )
現 行	改定案	備	考
第一編総則	第一編総則		
(略)	(四各)		
第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理	第二編 原子炉施設における核燃料物質の計量管理		
第一章 計量管理を行う者の職務及び組織	第一章 計量管理を行う者の職務及び組織		
(計量管理組織) 第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。 (1) ふげん所長(以下「所長」という。) (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 施設保安課長 2 計量管理責任者は、 <u>副所長</u> とする。 3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。	(計量管理組織) 第1条 原子炉施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うた め次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。 (1) ふげん所長(以下「所長」という。) (2) 計量管理責任者 (3) 安全・品質保証部長 (4) 施設保安課長 2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。 3 第1項の計量管理組織は、別図第1のとおり。	更に伴う	<del>理責任者変</del> 変更核燃料 量管理に関
(責任及び権限) 第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各 号の責任及び権限を有する。 (1)所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括 する。 (2)計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量 管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。 (3)安全・品質保証部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量 管理に関する業務を統括する。	(責任及び権限) 第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各 号の責任及び権限を有する。 (1)所長は、原子炉施設における核燃料物質の計量管理を総括 する。 (2)計量管理責任者は、原子炉施設における核燃料物質の計量 管理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。 (3)安全・品質保証部長は、所掌する部署の核燃料物質の計量 管理に関する業務を統括する。	する業務行ってい	を主体的にる計量管理上位者に変

恋 更	箇所を	で示す。
22 X	百   アルマ	(//) 9 ^

現 行	改定案	備考
(4) 施設保安課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務を行	(4) 施設保安課長は、核燃料物質の計量管理に関する業務を行	
う。	う。	
(略)	(略)	
第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	第三編 使用施設における核燃料物質の計量管理	
第一章 計量管理を行う者の職務及び組織	第一章 計量管理を行う者の職務及び組織	
(計量管理組織)	(計量管理組織)	
第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため	第1条 使用施設における核燃料物質の計量管理を適切に行うため	
次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。	次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。	
(1) ふげん所長(以下「所長」という。)	(1) ふげん所長 (以下「所長」という。)	
(2) 計量管理責任者	(2) 計量管理責任者	
(3)安全・品質保証部長	(3) 安全・品質保証部長	
(4)廃止措置部長	(4)廃止措置部長	
(5)施設保安課長	(5)施設保安課長	
(6)施設管理課長	(6)施設管理課長	
2 計量管理責任者は、副所長とする。	2 計量管理責任者は、安全・品質保証部長とする。	• 卦是勞理害人之亦
3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。	3 第1項の計量管理組織は、別図第3のとおり。	更に伴う変更核燃料
の 切工ない可里目生性概念、別囚切りいこねり。	○ カェペッ川里日/生性((M)は、川口(カラッ)。	物質の計量管理に関
(責任及び権限)	(責任及び権限)	する業務を主体的に
第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各	(夏江及び惟成)   第2条 前条に定める計量管理に関する業務に携わる者は、次の各	行っている計量管理
男 2 未 前未に定める計量自生に関する未務に扱わる有は、次の行 号の責任及び権限を有する。	号の責任及び権限を有する。	実施者の上位者に変
(1)所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括す	(1) 所長は、使用施設における核燃料物質の計量管理を総括す	実施者の工位者に多 更
(1) 別及は、使用地放におりる核燃料物質の可重自生を心力する。	(1) 別区は、使用地区におりる核然科物員の可重目生を配行する。	X
(2)計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管	(2)計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質の計量管	
理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。	理に関する業務の適切な実施及び取りまとめを行う。	
生に因りる木物ツ廻別は大心及り取りまとので行う。	生に因りは木物や廻別は大心及り扱りましめて行り。	

## 新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

	変更質	i所をでテ	示す。
現 行	改定案	備	考
<ul><li>(3)安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の 核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</li><li>(4)施設保安課長及び施設管理課長は、担当する部署の核燃料 物質の計量管理に関する業務を行う。</li></ul>	<ul><li>(3)安全・品質保証部長及び廃止措置部長は、所掌する部署の 核燃料物質の計量管理に関する業務を統括する。</li><li>(4)施設保安課長及び施設管理課長は、担当する部署の核燃料 物質の計量管理に関する業務を行う。</li></ul>		
(昭)	(略)		
	附則(令和2年月日 ふ(規則)第号) この規定は、令和2年月日から施行する。	<ul><li>・この規(を)</li><li>力規制を受ける</li><li>を受ける</li><li>の規(を)</li><li>を)</li><li>の規(を)</li><li>を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>の規(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)</li><li>のは(を)<td>©認可 所長が Iから施</td></li></ul>	©認可 所長が Iから施

変更箇所を で示す。 現 行 改定案 備 考 別図第1 原子炉施設の計量管理組織 別図第1 原子炉施設の計量管理組織 ・計量管理責任者 亦再に伴う亦更核 所 長 所 長 燃料物質の計量管 理に関する業務を 計量管理責任者 計量管理責任者 主体的に行ってい (副所長) (安全・品質保証部長) る計量管理実施者 の上位者に変更 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 施設保安課長 施設保安課長

## 新型転換炉原型炉ふげん計量管理規定新旧対照表

変更箇所を で示す。 現 行 改定案 備 考 別図第3 使用施設の計量管理組織 別図第3 使用施設の計量管理組織 ・計量管理責任者 <u> 変更に伴う変更</u>核 所 長 所 長 燃料物質の計量管 理に関する業務を 計量管理責任者 計量管理責任者 主体的に行ってい (安全・品質保証部長) (副所長) る計量管理実施者 の上位者に変更 安全・品質保証部長 廃止措置部長 廃止措置部長 安全・品質保証部長 施設保安課長 施設管理課長 施設保安課長 施設管理課長